

# 参考資料

## ①セーフティプロモーション一覧

第4章指標2（34ページ）で、全体像として件数を掲載したセーフティプロモーションの内容等を列記しました。

## ②安全・安心に関する宣言

# 1 セーフティプロモーション一覧

## (1) 住宅内の安全

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
1	子ども事故予防センターを活用した普及啓発	子ども	①家庭内での乳幼児のけが・事故の予防 ②池袋保健所に開設した子ども事故予防センターは、全国初のモデルルーム型普及啓発施設で、台所、風呂などの実寸大の部屋に事故予防策が展示してあり、より多くの保護者に見学してもらい、各家庭環境に合わせた予防策の選択と実行を促す。	○		
2	地域の子育て支援人材育成事業	子ども	①家庭内での乳幼児のけが・事故の予防 ②子育て支援に関わるために必要な知識や技能の習得の機会を提供するための研修を、地域での子育て支援に参加を希望する区民を対象に実施する。	○		○
3	保護者向け健康教育	子ども	①家庭内での乳幼児のけが・事故の予防 ②保健所の母子保健事業、区民ひろば等での健康講座、子ども関連施設・事業への情報提供（保育園への健康教育資料の提供等）を通じて、保護者に子どものけがや事故の実態、家の中の環境を整えるための具体的な対策、心肺蘇生法等を普及啓発し、行動の変容を促す。	○		○
4	重度身体障害者等緊急通報システム	青年・成人（障害者）	①住宅内の重度身体障害者等の安全確保 ②病気や事故等による重度身体障害者等の緊急事態発生時に、東京消防庁に直接通報できる無線発報器を住宅内に設置し、連絡を受けた東京消防庁及び登録協力員が現地に急行する。	○	○	○
5	重度心身障害者火災安全システム	青年・成人（障害者）	①住宅火災時の重度心身障害者の安全確保 ②住宅用防災機器を給付するとともに、東京消防庁に自動通報できる無線発報器を設置する。	○	○	
6	緊急ネット通報	青年・成人（障害者）	①音声による緊急通報が困難な聴覚障害者等の不安解消、火災など緊急時の安全確保 ②携帯電話及びスマートフォンからウェブ機能を利用して東京消防庁に緊急通報（火災や救急などの通報）を行う。		○	
7	FAXによる119番通報	青年・成人（障害者）	①音声による緊急通報が困難な聴覚障害者等の不安解消、火災など緊急時の安全確保 ②ファックスから「119」をダイヤルし、送信することで緊急通報を行う。		○	
8	火災警報器・自動消火装置の給付	青年・成人（障害者）	①自力避難が困難な障害者の火災時の安全確保 ②自立支援生活用具給付対象となる障害者から申請を受け、火災警報器・自動消火装置を給付する。	○		
9	住宅改修（段差解消・手すり設置）	青年・成人（障害者）	①住宅内の重度心身障害者の転倒等によるけが・事故の防止 ②段差解消等住宅改修の助成金として地域生活支援事業の自宅改善費給付対象者からの申請に応じて、給付金を支給する。	○		
10	運動プログラム	高齢者	①転倒予防 ②体育施設や区民ひろば等を利用して、マシントレーニング、筋力アップ体操など運動プログラムを実施する。	○		○

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
11	自宅における転倒リスクの再確認プログラム	高齢者	①転倒予防 ②家庭内を中心に、身の回りの危険を具体的な例をもとに理解し、転倒事故を未然に防止するためのプログラム「安心安全クラブ」を区民ひろばで実施する。プログラム内容は家庭内の転倒事故の危険ポイントを学ぶ講義形式と、転倒したときに大きなけがをしないように様々な道具を使って体を動かさず運動形式を組み合わせる。	○		○
12	高齢者自立支援住宅改修助成	高齢者	①転倒予防 ②高齢者が居住する住宅の手すり設置・段差解消・便器の洋式化などの改修費用を区が助成する。	○		
13	見守りと支えあいネットワーク事業	高齢者	①高齢者の虐待及び孤立の防止、安全確保 ②地域ボランティアによる屋外からの見守りや直接訪問等を行い、安否を確認する。また、協力事業者が契約者の生活状況に異変を感じた場合に高齢者総合相談センターに通報する。	○		○
14	虐待及び認知症に関する普及啓発	高齢者	①高齢者の虐待防止及び認知症予防 ②家族介護者や区民向けの認知症に関する教室の開催、認知症パンフレット等の作成・配布を行う。また、認知症患者や家族を支援する認知症サポート養成講座や権利擁護に関する講演会を開催する。	○		○
15	認知症予防教室	高齢者	①認知症予防 ②65歳以上の高齢者を対象に、ウォーキングを中心とした活動を通じて脳を活性化し、認知症を予防する。	○		
16	区民ひろば口腔ケア(衛生)講座	高齢者	①誤飲等の防止 ②区民ひろば施設利用の高齢者に対し、口腔ケアの教室を区民ひろばで開催する。	○		
17	見守り支援事業担当連絡会・懇談会・情報交換会	高齢者	①高齢者の虐待・孤独死の防止、認知症の予防 ②高齢者を支援し、虐待・孤独死の防止などを図るため、高齢者総合相談センター及び民生委員・児童委員など見守り協力員と高齢者の見守り活動に関する情報交換・話し合いを随時行う。	○		
18	高齢者施設への体育指導員派遣	高齢者	①介護予防 ②区民ひろば等高齢者対象施設に体育指導員を派遣し、施設を利用している高齢者に体操やゲームなど簡単な運動指導を行う。	○		
19	口腔ケアプログラム	高齢者	①摂食・嚥下時の事故防止 ②65歳以上の高齢者で口腔機能が低下する恐れのある者に対し、歯科衛生士が自宅訪問(訪問型プログラム)し、又は対象者が通所(通所プログラム)して、摂食・嚥下機能や口腔衛生状態の改善をめざした指導助言を行う。	○		
20	アウトリーチ事業	高齢者	①一人暮らし高齢者等の安全確保 ②65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を対象に実態調査を実施する。その中で支援が必要な高齢者を対象に、高齢者総合相談センターの職員が直接訪問し、高齢者の状況を把握し見守るとともに、各種福祉情報を提供して福祉サービスにつなげる。	○		
21	救急通報システム事業	高齢者	①一人暮らし高齢者等の緊急時の安全確保 ②65歳以上の高齢者のうち一人暮らし高齢者または高齢者のみ世帯で日中独居となる高齢者のうち希望する者を対象に、緊急時に通報できる機器を貸与する。	○	○	

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
22	配食サービス事業	高齢者	①高齢者等の健康な生活維持及び安全確保 ②区内在住の者に対し、区に登録をした事業者が自宅に弁当を配達する。65歳以上の利用者のうち希望者には安否確認を行う。	○		
23	火災安全システム事業	高齢者	①高齢者の火災事故の防止 ②65歳以上の高齢者に、住宅用防災機器（自動消火装置電磁調理器、ガス安全システム）を給付する。	○	○	
24	友愛見守り活動	高齢者	①一人暮らし高齢者等の安全確保 ②高齢者クラブに所属する元気な高齢者がチームを作って、会員の一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者を定期的に訪問して、安否確認や話し相手など暮らしの援助活動を行う。2021年度末現在、区内48クラブが活動している。			○

## (2) 学校の安全

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
1	児童主体のセーフスクール委員会活動	子ども	①校内におけるけが予防 ②校内で発生したけがの場所と状況を、児童と教職員が校内地図に書き入れ、けが発生マップを作成するなど安全を高める活動を児童が主体となって行っている。	○		
2	安全学習カリキュラムの作成	子ども	①校内におけるけが予防 ②児童の6年間の発達や行動の変化に対応して、体系的に安全教育を行うための指導計画（安全学習カリキュラム）を作成し、安全意識を向上させる指導を行う。	○		
3	心の教育の推進	子ども	①校内におけるけが予防 ②いじめについての実態調査に基づいた取組みについて、児童自身が発案し、取り組む活動の場を設定する。	○		
4	地域の見守り活動	子ども	①校外の交通事故 ②PTAや地域が連携して児童への声かけを行うとともに、GISを活用した交通事故集計システムの学習会を開催し、効果的な見守りを図っていく。	○		○
5	PTAによる自転車安全教室	子ども	①児童の交通安全 ②児童を対象とし、警察署の指導により、PTAが協力して毎年児童の自転車安全教室開催している。自転車の安全な乗り方や交通ルール、危険予知などを実技を通して理解・習得できるようにしている。併せて、自転車販売店による自転車点検を実施している。一定の技術の習得が認められた児童には「自転車運転免許証」を発行している学校もある。	○	○	○



No	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
6	子ども用ヘルメットの普及啓発	子ども	①子どもの自転車事故・重症化の予防 ②交通ルールとしてヘルメット着用による効果を普及するとともに、ヘルメット購入助成を行う。自転車小売店で販売時に啓発チラシ等を配布し、安全利用を呼びかける。また、毎年3日間×午前・午後1回の延6回警察署と協働で「親子自転車安全利用教室」を実施する。	○	○	○
7	スケアード・ストレイト授業	子ども	①校子どもの自転車事故の予防 ②区立中学校で、スタントマンによる交通事故を目の前で再現して中学生に事故の衝撃や恐ろしさを体験してもらい、交通ルールとマナーを守ることの大切さを教える授業を3年間の在学期間中に必ず1度は行う。授業後、交通安全意識に関するアンケート調査を実施。	○	○	
8	新入学児童交通安全ランドセルカバー等の配布	子ども	①児童の登下校時における交通事故の防止 ②新入学児童に交通安全ランドセルカバー等を配布し交通事故防止の意識啓発を図る。	○		
9	PTAによる登下校・見守り・パトロール	子ども	①児童の登下校時の事故・犯罪被害の防止 ②保護者が校門付近及び交差点において旗振り、あいさつを行い、登下校時の様子を把握する。また、通学路、学区を巡回パトロールする。	○		○
10	PTAによる集団登下校	子ども	①児童の登下校時の犯罪被害の防止などの安全確保 ②朋有小学校では登校班をつくり、保護者が交代で当番となり、毎日、学校近くまで引率して、集団登校をする。駒込小学校では、年1回、PTAが実施主体となり、保護者が引率して集団下校を実施する。	○	○	○
11	スクールガード養成	子ども	①学校や地域における子どもの交通事故・犯罪被害の防止 ②各小学校のPTAを対象に、区の担当部署がパトロールや見守り活動のポイントや子ども犯罪被害防止のポイントを講義するとともに、警察OBのスクール・ガード・リーダーと学校区域の通学路を回り、児童の安全面での危険箇所や事故の多い箇所等の指導を受け、防犯パトロールのノウハウを身につけた学校安全ボランティア「スクールガード」を養成する。	○	○	○
12	学校施設への防犯カメラ設置	子ども	①学校内での子どもの安全確保 ②来訪者を確認して見分け、不審者への抑止のため、区立小中学校全校に防犯カメラを設置して、学校施設内への不審者侵入等を監視する。	○		
13	児童への防犯ブザーの配布	子ども	①児童の登下校時等における犯罪被害の防止 ②東京都宅地建物取引業協会豊島区支部から寄付受領した防犯ブザーを、区立小学校の新入生全員に配布する。	○		○
14	学校安全・安心マップの作成	子ども	①登下校時の児童生徒の犯罪被害の防止 ②スクール・ガード・リーダーが小学生と通学路を巡回し、学校周辺の危険な場所、安全な場所、災害時に役立つ場所等を手作りの地図にまとめ、その結果を子どもたちに発表させることにより、子どもの危険予測能力・危険を回避する実践力を育成する。	○		○

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
15	セーフティ教室	子ども	①学校における子どもの犯罪被害の防止 ②警察の協力を得て、スクールサポーター等と連携して、児童・生徒を対象として、学校や地域の実態、幼児・児童・生徒の発達の段階に応じた適切な指導を行う。具体的には「薬物乱用防止」「暴力行為」「連れ去り・性被害防止」等をテーマに、加害者・被害者双方にならないことを目的とした授業を教育課程に位置付け、全校で年1～2回実施している。また、さくら小学校では、PTAが実施主体となり「親子防犯教室」を実施し、身近な犯罪回避方法を学ばせている。また、保護者対象には地域で犯罪が発生した場所や通学路を歩き、実際に犯罪が起きた経緯、状況を聞き、回避方法を学び、話し合う場を設けている。	○	○	○
16	子ども安全連絡網	子ども	①犯罪被害や災害などからの子どもの安全確保 ②学校やPTAから、不審者情報や災害情報などをメール、電話など保護者の希望するツールあてに迅速に情報提供する。	○		
17	薬物乱用防止推進活動（ポスター・標語募集事業等）	子ども 青年	①青少年の薬物被害の防止 ②すべての区立小・中学校で、年1回、学校教育として薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用に対する警戒心、抵抗感を培う教育を行う。中学生を対象としたポスター・標語の募集（東京都主催）、小・中・高等学校等での啓発活動、区内イベントでのキャンペーンを行い、覚せい剤等薬物乱用の危険性などについて、意識啓発する。	○	○	○
18	豊島区学校保健会の取り組み	子ども	①児童・生徒のけがの予防 ②学校医会、学校歯科医会、学校薬剤師会、小中学校、PTA、保健所などの代表者からなる学校保健会で、情報交換、問題意識の共有を図り、けが予防となる方策を提案し、実施する。また、学校保健会が主催して、幼稚園・学校職員向けの応急手当等の研修を行う。	○		○

### (3) 職場の安全

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
1	全国安全週間・労働衛生週間事業	成人	①労働災害の防止 ②全国安全週間及び全国労働衛生週間に合わせ、労働衛生に関する学識者や労働基準監督署職員等を講師として、講演会や講座を開催する。	○	○	○
2	労働安全衛生委員会	成人	①職員の労働災害等の防止 ②職員の危険又は健康障害の防止や健康の保持増進の基本となるべき対策を講じるため、安全衛生委員会において、公務災害発生状況報告に基づき、再発防止に向けた調査、審議を行う。また、病気休暇等の状況報告を踏まえ、疾病予防について、調査、審議を行う。	○		
3	清掃事業所の安全対策	成人	①豊島清掃事務所職員の健康管理及び労働災害予防 ②交通・作業研修、腰痛予防講習会、安全パトロール、シートベルト着用点検、消防訓練（消火器消火訓練及び池袋消防署の講義等）の事故等の防止対策を実施する。	○		

## (4) 余暇・スポーツの安全

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
1	公園・児童遊園遊具点検	子ども	①遊具利用者の事故防止 ②職員へ遊具点検の講習会を年1回程度実施する。職員の公園パトロール時における目視点検や作動状況の確認、専門業者による点検も3年ごとに実施する。	○		
2	スポーツ教室への講師派遣増員	全年齢層	①スポーツ中の事故予防 ②豊島体育館で実施する卓球・体操・バスケットボール・バレーボール・バドミントンの現場指導者を増員し、事故予防の見守りを強化する。	○		○
3	体育施設職員の安全資格取得	全年齢層	①体育施設利用者のけがの重症化の防止 ②体育施設職員を消防署の普通救命講習及びAED取扱講習に参加・受講させ、全員を東京消防庁発行の救命技能認定証の取得者とする。	○	○	○
4	カラスの巣等撤去	全年齢層	①カラスによる被害防止 ②カラスは、繁殖期には凶暴性を帯び人に危害をおそれがあることから、小さい子どもが利用する公園などの樹木から巣を撤去する。	○		

## (5) 交通の安全

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
1	地域の見守り活動【再掲】	子ども	①校外の交通事故 ②PTAや地域が連携して児童への声かけを行うとともに、GISを活用した交通事故集計システムの学習会を開催し、効果的な見守りを図っていく。	○		○
2	PTAによる登下校・見守り・パトロール【再掲】	子ども	①児童の登下校時の事故・犯罪被害の防止 ②保護者が校門付近及び交差点において旗振り、あいさつを行い、登下校の様子を把握する。また、通学路、学区を巡回パトロールする。	○		○
3	子ども用ヘルメットの普及啓発【再掲】	子ども	①子どもの自転車事故・重症化の予防 ②交通ルールとしてヘルメット着用による効果を普及するとともに、ヘルメット購入助成を行う。自転車小売店で販売時に啓発チラシ等を配布し、安全利用を呼びかける。また、毎年3日間×午前・午後1回の延6回警察署と協働で「親子自転車安全利用教室」を実施する。	○	○	○
4	PTAによる自転車安全教室【再掲】	子ども	①児童の交通安全 ②児童を対象とし、警察署の指導により、PTAが協力して毎年児童の自転車安全教室開催している。自転車の安全な乗り方や交通ルール、危険予知などを実技を通して理解・習得できるようにしている。併せて、自転車販売店による自転車点検を実施している。一定の技術の習得が認められた児童には「自転車運転免許証」を発行している学校もある。	○	○	○

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
5	スケアード・ストレイト授業【再掲】	子ども	①子どもの自転車事故の予防 ②区立中学校で、スタントマンによる交通事故を目の前で再現して中学生に事故の衝撃や恐ろしさを体験してもらい、交通ルールとマナーを守ることの大切さを教える授業を3年間の在学期間中に必ず1度は行う。授業後、交通安全意識に関するアンケート調査を実施する。	○	○	
6	区立幼稚園、保育園、小・中学校への交通安全意識啓発グッズの配布	子ども (中学3年生まで)	①園児・児童・生徒の交通安全意識の向上 ②区立幼稚園、保育園、小・中学校へ交通安全啓発テキストを配布し家庭及び授業の中で交通安全意識の向上に利用してもらおう。また、一定学年の園児・児童・生徒へは反射材等の交通安全啓発グッズを配布し、交通事故の防止を行う。	○		
7	区民ひろば交通安全教室	子ども 高齢者	①交通事故の予防 ②警察官などを講師として、交通ルールやマナーなどの交通安全に関する講話やビデオ上映等を、区民ひろばで開催し、対象は主に高齢者と子育て世代とし交通事故予防の啓発活動として実施する。	○	○	○
8	高齢者あんしん位置情報サービス利用料助成事業	高齢者	①認知症高齢者の事故予防 ②行方不明となる65歳以上の認知症高齢者の在宅の介護者に対して、GPS並びにPHSネットワーク網を活用して行方不明となった高齢者の発見・保護を支援するサービスの利用料を助成する。	○		
9	音声による道案内	全年齢層 (障害者)	①視覚障害者等の安全確保 ②パソコンや携帯電話の読み上げ機能を活用した公共施設への音声による道案内データを作成するほか、アプリを活用した音声案内による誘導を行う。	○		○
10	障害者サポート講座	全年齢層 (障害者)	①障害者の外出時の安全確保 ②障害者自身が講師となり、障害者への理解の促進を図ると同時に、障害者のちょっとしたサポートの方法を知り、困っている障害者を見かけたときに気軽に声がかけられるよう、障害者のサポーターを増やす。	○		○
11	駅ホームドアの設置	全年齢層 (障害者)	①視覚障害者等の安全確保 ②ホームからの転落、列車との接触などを物理的に防ぐため、駅のプラットホームの線路に面する部分に可動式の開口部(ドア)を設けた仕切りを設置する。			○
12	放置自転車対策	全年齢層 (障害者)	①障害者(特に視覚障害者)の道路上の安全通行の確保 ②区内の自転車等放置禁止区域における放置自転車を撤去する。(キャンペーン部分はNo.18参照)	○		
13	点字ブロック等の整備	全年齢層 (障害者)	①視覚障害者の安全通行の確保及び移動時の心理的負担の軽減 ②道路管理者が、点字ブロックの設置・更新、歩道の段差・急勾配等解消を行う。	○	○	

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
14	障害者支援学習会	全年齢層 (障害者)	①障害者への理解を深めることによる障害者の安全確保 ②身体障害者当事者・知的障害者施設長・精神保健福祉士が「スポーツのつどい」にボランティアとして協力する区立中学校生徒等に、障害の特性や支援の方法について説明し、障害者に関わる基礎的な知識を理解してもらう。	○		
15	福祉まちづくりガイドマップ	全年齢層 (障害者)	①高齢、障害によるハンディキャップある者の移動における身体的・精神的な負担軽減と安全な外出のサポート ②高齢者、障害者が外出の際、安全に目的地に移動できるようバリアフリーの状況を表した地図を作成し、区窓口や関係機関を通じて配布する。	○		
16	ヘルプカード・ヘルプマークの作成・普及啓発	全年齢層 (障害者)	①障害者や援助が必要な人が周囲からサポートを受けやすくし安全を確保する。 ②障害者が周囲に支援を求めるための「ヘルプカード」、また援助や配慮が必要な人が周囲のサポートを受けやすくするための「ヘルプマーク」を作成し、配布するとともに、区民へ広く周知、啓発を行う。	○		
17	標識や路面表示等の新設・改修	全年齢層	①交通事故の防止 ②注意喚起のための路面表示やカーブミラー、立看板などの設置・改修を行う。	○	○	
18	自転車利用啓発及び放置自転車対策キャンペーン	全年齢層	①自転車の安全利用啓発及び自転車の放置防止啓発による事故予防 ②区内各駅頭において、区、警察、町会、商店会などのメンバーによる反射材及び啓発チラシ配布などのキャンペーン活動を行う。	○	○	○
19	交通安全講習会（兼運転者講習会）	全年齢層	①交通安全知識の普及啓発による事故防止 ②一般ドライバー及び参加希望の区民を対象に、春と秋の交通安全運動期間の前に各1回、警察の担当者から交通安全の指導を実施する。	○	○	○
20	交通安全街頭指導	全年齢層	①自転車乗車ルールの遵守による事故の防止 ②豊島区自転車の安全利用に関する条例に基づく委託業者指導員が、週3回歩行者専用道路であるウイロードにおいて自転車通行者に降車通行について指導、助言及び自転車利用の正しいルールとマナーを啓発するためのチラシ配布を行う。	○		
21	自転車安全啓発パトロール	全年齢層	①自転車乗車ルールの遵守による事故の防止 ②豊島区自転車の安全利用に関する条例に基づく委託業者指導員が、週3回池袋駅周辺の東西主要道路において自転車通行者に自転車利用の正しいルールとマナーを啓発するための指導、助言、チラシ配布を行う。	○		
22	町会による交通安全運動	全年齢層	①交通事故の防止 ②町会が、春・秋の交通安全運動期間中に警察署や区と連携して、交通事故の危険ポイントなどでの監視やマナーの指導など交通事故を予防するため諸活動を行う。	○	○	○

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
23	道路使用適正化および違反屋外広告物取締り合同パトロール	全年齢層	①道路利用者の安全確保と事故防止 ②道路管理巡視員の巡回パトロールによる指導・取締り、区内の各警察署および関係機関との合同パトロール（月4～5回実施）により道路上に違法に置かれた商品および違反広告物を指導、取締まる	○	○	
24	区道の安全パトロール	全年齢層	①区道の管理瑕疵等による事故の防止 ②区道の維持管理パトロールを実施して、道路の瑕疵をチェックする。	○	○	
25	交通安全区民のつどい	全年齢層	①交通安全思想の普及啓発による事故防止 ②交通安全に関するイベントなどを内容とする区民大会を年1回開催する。	○	○	○
26	安全・安心メール（交通事故情報）の配信	全年齢層	①危険場所及び危険行為の周知による交通事故予防 ②安全・安心メールを利用して半月ごとに、区内での「歩行者の事故」「自転車の事故」「二輪・バイクの事故」「クルマの事故」に分けて主な交通事故の発生状況について情報を登録者のパソコン・携帯電話にメール配信する。	○	○	
27	豊島区交通事故発生地点マップの作成	全年齢層	①危険場所の周知による交通事故予防 ②過去2年分の豊島区内で発生した交通事故の発生地点を死亡事故、自転車事故及びそれ以外の事故に分け印字した地図を作成し区民ひろばで掲示を行うと共に、イベント時に配布を行う。また、豊島区ホームページのとしま安全・安心地図情報システムでも公開し危険場所の周知を行う。	○	○	
28	警視庁交通安全情報の掲示	全年齢層	①交通事故予防注意点の周知啓発 ②東京都を經由して送付される、警視庁交通安全情報を区内各施設に掲示し、交通安全についての意識啓発を行う。	○	○	



## (6) その他公共の場の安全

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
1	子ども施設の予防的視点での点検と修繕	子ども	①子ども施設内でのけが・事故の予防 ②施設職員が定期的に施設・遊具の安全点検を実施し、危険箇所や不具合の修繕を行う。	○		○
2	子ども等への安全教育	子ども	①子ども施設内でのけが・事故の予防 ②日常保育の中に安全教育を取り入れるため「安全教育カリキュラム」を作成し、それを活用して子ども及び保護者向けに安全教育を実施する。一部の保育園では、子どもが興味・関心を持つための工夫として、紙芝居形式で安全教育を行っている。	○		○
3	安全な子ども施設の普及啓発と職員対応力の向上	子ども	①子ども施設内でのけが・事故の予防 ②保育園、子どもスキップ、児童館の職員を対象とした救命・応急手当等の講習を開催するとともに、安全な施設づくりに向けた OJT を行い、施設職員へ安全思想の普及や知識の習得を図る。	○		
4	インシデントレポートの集約	全年齢層 (障害者)	①障害者施設内でのけが・事故予防 ②毎日記載する業務日誌の中から、施設活動等で生じたヒヤリ・ハット事例の記載部分を抜き出した「インシデントレポート」を作成して、職員の共有情報として同様の事象を防止するための検討に役立てる。	○		
5	障害者施設安全点検の実施	全年齢層 (障害者)	①障害者施設内でのけが・事故防止 ②施設管理者に指名された安全点検員による目視の確認を随時実施するとともに、専門家が法定設備点検及び法定昇降機点検を行い、施設及び設備の不具合をチェックする。	○		
6	ヘルプカード・ヘルプマークの作成・普及啓発【再掲】	全年齢層 (障害者)	①障害者や援助が必要な人が周囲からサポートを受けやすくし安全を確保する。 ②障害者が周囲に支援を求めするための「ヘルプカード」、また援助や配慮が必要な人が周囲のサポートを受けやすくするための「ヘルプマーク」を作成し、配布するとともに、区民へ広く周知、啓発を行う。	○		
7	応急手当講習会（普通救命講習会）	全年齢層	①区施設内での傷病者の救命 ②区施設職員を対象に、AED の使用方法など救命に関する講習会を実施する。	○	○	
8	AED(自動体外式除細動機器)の設置・メンテナンスの総合調整	全年齢層	①区施設内での傷病者の救命 ②区施設に設置した AED のパット・バッテリー等を交換するなど、緊急時に迅速に対応できるよう機器を維持管理する。	○		
9	AED・救命救急講習会	全年齢層	①区民ひろば施設内での傷病者の救命 ②区民ひろば施設職員及び施設利用者が、消防署担当者からAEDの操作方法等の救急法（講義・実技）を学ぶ。	○		

## (7) 自殺予防

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
1	子ども専用電話相談	子ども	①青少年の自殺防止 ②子どもが直接に電話で悩みや訴えを相談できる専用のフリーダイヤルを開設し、臨床心理士や精神保健福祉士、教師、保育士などの資格を持つ専門職員が対応する。開設時間は、平日は午前9時から午後6時、土曜は午前9時から午後5時までとなっている。また、毎年、小学校4～6年生と中学生に相談カードを配付し、フリーダイヤルの周知をしている。	○		
2	社会を明るくする運動 作文コンテスト	子ども	①児童生徒の自殺、非行、犯罪の予防 ②犯罪や非行防止、更生保護といった観点から、いのちを題材として実体験を通した作文を児童生徒に書いてもらい、社会を明るくする運動の趣旨を理解してもらう。	○		○
3	「若者のいのちを守る」ハートプロジェクト	子ども 青年 成人	①若年層をターゲットとした自殺予防対策を検討し、効果的な啓発素材の開発と予防プログラムの導入・普及啓発の実施 ②池袋保健所が、地域の大学院や大学と協働して、「若者の特性」や「周囲の人の気づき」について話し合いながら、自殺予防啓発についてカード（花のメッセージカード）とポスターを作成したり、自殺予防対応マニュアルをより多くの人たちが利用できるように改訂する。また、対策委員会へ意見を反映し、学校や学部を飛び越えた自分たちの生活体験を共有することで、問題意識を高めていけるようにする。	○	○	○
4	見守りと支えあいネットワーク事業【再掲】	高齢者	①高齢者の虐待及び孤立の防止、安全確保 ②地域ボランティアによる屋外からの見守りや直接訪問等を行い、安否を確認する。また、協力事業者が契約者の生活状況に異変を感じた場合に高齢者総合相談センターに通報する。	○		○
5	若者のこころの健康づくり	青年 成人	①若者の自殺予防 ②メンタルヘルスに関するパンフレットを健診時に送付するとともに、大学・専門学校等にメッセージカードを配布し、ポスターを学内に掲示するなど20歳代及び30歳代の若者に自殺予防を呼びかける。	○	○	○
6	ゲートキーパーの養成	全年齢層	①自殺予防 ②相談窓口をはじめ地域で活動する方が、周囲の人の変化に気づき、声をかけ、話を聞くなかで必要な相談機関や専門相談につなげられる講座を開催して、「生きる支援」をする人材を地域に増やしていく。	○	○	○
7	うつ病等の受診支援（未治療・治療中断者）	全年齢層	①自殺予防 ②早期受診の重要性についての啓発、医療機関受診に抵抗のある人や家族からの相談を受ける専門相談の実施、ひきこもりがちの人への支援を行う。	○	○	○
8	自殺未遂者支援	全年齢層	①自殺予防 ②自殺未遂にて救急搬送された区民について、退院後も医療が継続されるよう支援し、また自殺の要因となった問題に対しても支援できる相談機関へつなげていく。	○	○	○

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
9	自殺予防講演会 (精神保健福祉講演会)	全年齢層	①自殺予防や精神保健福祉に関する知識・情報の普及 ②精神疾患や障害のある当事者、家族、関係者向けに自殺予防や精神保健福祉に関する知識や福祉サービスについての講演会を実施する。	○	○	○
10	自殺予防対応研修	全年齢層	①自殺・うつ病に関する相談事業関係者の相談技術のスキルアップや連携の強化 ②相談事業関係者に対し、精神科医師等の専門職が講義や実践のロールプレイを交えた演習を行う。	○	○	○
11	自殺対策強化月間	全年齢層	①区民の自殺やうつ病等に対する理解 ②9月、3月を自殺対策強化月間とし、自殺予防へ啓発や周りの人たちへの気づきや見守りを促すため、広報の掲載や中央図書館での特集展示などを行い、自殺を特別なことではなく身近な問題として受け止め、共に支えあう社会を形成していくことを区民に呼びかける。	○	○	○
12	民間企業と自殺防止!キャンペーン	全年齢層	①9月と3月の自殺防止!東京キャンペーンに合わせて、民間企業と協働して、豊島区地域の自殺予防啓発活動を実施する。(地元企業との協働活動推進) ②東武鉄道の踏切事故防止キャンペーンやJR東日本のいのちの安全啓発キャンペーンと協働して、池袋駅構内で自殺防止リーフレット等を配布する。また、企業の店舗では啓発ポスターを掲示し、カードを配布する。	○	○	○
13	駅ホームドアの設置 【再掲載】	全年齢層 (障害者)	①視覚障害者等の安全確保自殺防止 ②ホームからの転落、列車との接触などを物理的に防ぐため、駅のプラットホームの線路に面する部分に可動式の開口部(ドア)を設けた仕切りを設置する。			○

## (8) 暴力・虐待からの安全

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
1	親の子育て力向上支援	子ども	①児童虐待の防止(子育て支援の充実) ②ノーバディーズ・パーフェクトプログラムやペアレント・トレーニングによるグループワーク(子どもの発達や養育に関して不安を抱いている親が、グループで意見交換し、自らの力で問題を解決していく親支援プログラム)を行い、自分にあった子育て方法を学ばせる。	○		
2	子ども家庭支援センターにおける相談事業	子ども	①児童虐待の防止 ②来所相談と訪問相談があり、来所相談は支援センター相談員が随時受け付けるほか、親子遊び広場相談として、保護者が子どもを遊ばせながら相談員と子育てに関する相談を行える場を設け、保護者同士の交流を深める場になっている。訪問相談は、支援センターに出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、訪問相談員が家庭を訪問し、子育てに関する相談を受け、アドバイスを行うとともに、子育て支援サービスの紹介を行う。また、家庭を訪問することで、養育困難等の支援が必要な家庭を早期に発見する。	○		

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
3	こんにちは赤ちゃん事業	子ども	①児童虐待の防止 ②生後早期に助産師・保健師が家庭訪問し、疾病の早期発見と産後のうつ傾向にある母への保健指導を実施し、要支援家庭の発見と対応を行う。	○		
4	関係機関や区民に対する講演会	子ども	①児童虐待の防止 ②児童虐待に関する研究者や実践活動家等を講師として、区民や児童虐待の関係機関職員を対象に、児童虐待への理解を深めるための各種講演会を実施する。	○		
5	虐待防止ネットワークによる見守り	子ども	①児童虐待の防止 ②児童虐待の関係機関が受けた相談・通報について、連絡調整の会議と個別ケース検討会議を開催する。これにより情報共有を図り、連携して要支援家庭の見守り・支援、児童虐待の早期発見・早期対応を進める。	○	○	○
6	PTAによる登下校時の旗振り・見守り・パトロール【再掲】	子ども	①児童の登下校時の事故・犯罪被害の防止 ②保護者が校門付近及び交差点において旗振り、あいさつを行い、登下校時の様子を把握する。また、通学路、学区域を巡回パトロールする。	○		○
7	PTAによる集団登下校【再掲】	子ども	①児童の登下校時の犯罪被害の防止などの安全確保 ②朋有小学校では登校班をつくり、保護者が交代で当番となり、毎日、学校近くまで引率して、集団登校をする。駒込小学校では、年1回、PTAが実施主体となり、保護者が引率して集団下校を実施する。	○	○	○
8	スクールガード養成【再掲】	子ども	①学校や地域における子どもの交通事故・犯罪被害の防止 ②各小学校のPTAを対象に、区の担当部署がパトロールや見守り活動のポイントや子ども犯罪被害防止のポイントを講義するとともに、警察OBのスクール・ガード・リーダーと学校区域の通学路を回り、児童の安全面での危険箇所や事故の多い箇所等の指導を受け、防犯パトロールのノウハウを身につけた学校安全ボランティア「スクールガード」を養成する。	○	○	○
9	学校施設への防犯カメラ設置【再掲】	子ども	①学校内での子どもの安全確保 ②来訪者を確認して見分け、不審者への抑止のため、区立小中学校全校に防犯カメラを設置して、学校施設内への不審者侵入等を監視する。	○		
10	児童への防犯ブザーの配布【再掲】	子ども	①児童の登下校時等における犯罪被害の防止 ②東京都宅地建物取引業協会豊島区支部から寄付受領した防犯ブザーを、区立小学校の新入生全員に配布する。	○		○
11	学校安全・安心マップの作成【再掲】	子ども	①登下校時の児童生徒の犯罪被害の防止 ②スクール・ガード・リーダーが小学生と通学路を巡回し、学校周辺の危険な場所、安全な場所、災害時に役立つ場所等を手作りの地図にまとめ、その結果を子どもたちに発表させることにより、子どもの危険予測能力・危険を回避する実践力を育成する。	○		○

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
12	セーフティ教室 【再掲】	子ども	①学校における子どもの犯罪被害の防止 ②警察の協力を得て、スクールサポーター等と連携して、児童・生徒を対象として、学校や地域の実態、幼児・児童・生徒の発達の段階に応じた適切な指導を行う。具体的には「薬物乱用防止」「暴力行為」「連れ去り・性被害防止」等をテーマに、加害者・被害者双方にならないことを目的とした授業を教育課程に位置付け、全校で年1～2回実施している。また、朋有小学校では、PTAが実施主体となり、身近な犯罪回避方法を学ばせている。また、保護者対象には地域で犯罪が発生した場所や通学路を歩き、実際に犯罪が起きた経緯、状況を聞き、回避方法を学び話し合う場を設けている。	○	○	○
13	子ども安全連絡網 【再掲】	子ども	①犯罪被害や災害などからの子どもの安全確保 ②学校やPTAから、不審者情報や災害情報などをメール、電話など保護者の希望するツールあてに迅速に情報提供する。	○		
14	青少年育成委員会の 犯罪・非行防止活動	子ども	①児童・生徒の登下校時の交通事故及び子どもの犯罪被害・非行の防止 ②各地区育成委員会が、児童・生徒の下校時刻や近隣の夜に実施されるお祭りの際に、パトロールを行う。	○	○	○
15	社会を明るくする運動 作文コンテスト 【再掲】	子ども	①児童生徒の自殺、非行、犯罪の予防 ②犯罪や非行防止、更生保護といった観点から、いのちを題材として実体験を通じた作文を児童生徒に書いてもらい、社会を明るくする運動の趣旨を理解してもらう。	○		○
16	薬物乱用防止推進活動 (ポスター・標語募集事業等)【再掲】	子ども 青年	①青少年の薬物被害の防止 ②すべての区立小・中学校で、年1回、学校教育として薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用に対する警戒心、抵抗感を培う教育を行う。中学生を対象としたポスター・標語の募集(東京都主催)、小・中・高等学校等での啓発活動、区内イベントでのキャンペーンを行い、覚せい剤等薬物乱用の危険性などについて、意識啓発する。	○	○	○
17	保護司会による青少年 相談	子ども 青年	①青少年の非行及び犯罪被害の防止 ②豊島区保護司会が、毎週2回更生保護サポートセンターで、青少年の不良行動などに関して、本人・保護者などから相談を受ける。			○
18	母子等緊急一時保護 事業	子ども 成人	①母子及び女性の暴力からの保護 ②配偶者などの暴力から緊急避難等が必要な母子及び女性を、公立又は民間の保護施設で一時的に保護する。	○	○	○
19	緊急一時保護宿泊費 助成事業	子ども 成人	①母子及び女性の暴力からの保護 ②緊急避難等が必要な母子及び女性を、1～2泊程度ホテル等に宿泊させ、その宿泊費等を助成する。	○	○	
20	DV相談	青年 成人 高齢者	①DVの早期発見と被害拡大の防止 ②弁護士・医師・臨床心理士などが専門分野に関する相談を受け付ける専門相談と男女平等推進センターの相談員が女性を取り巻く様々な問題について相談を受ける一般相談を実施する。	○	○	



No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
21	DV及びデートDV予防啓発	青年 成人 高齢者	①DV被害の防止 ②DVの理解や対応方法を学ぶ講座を開催する。若年層に対する予防啓発の取り組みとして、学校等による人権教育の実施、学校等へ出向いて実施する講座を開催する。	○	○	
22	男女共同参画の啓発	青年 成人 高齢者	①男女共同参画の意識向上 ②男女共同参画に向けて活動する区民・団体との共催講座、男女平等意識の向上を促進するための講座を開催する。また、男女共同参画のイベントや男女共同参画都市宣言を記念する講演会など社会に根強く残る男女の差別意識解消に取り組む。	○	○	
23	DV対応関係者の理解促進	青年 成人 高齢者	①DV被害の防止 ②弁護士や学識経験者などからDVに関する基礎的知識を学び、被害者等への効果的な支援ができるよう研修を実施する。	○	○	
24	見守りと支えあいネットワーク事業【再掲】	高齢者	①高齢者の虐待及び孤立化の防止、安全確保 ②地域ボランティアによる屋外からの見守りや直接訪問等を行い、安否を確認する。また、協力事業者が契約者の生活状況に異変を感じた場合に高齢者総合相談センターに通報する。	○		○
25	虐待及び認知症に関する普及啓発【再掲】	高齢者	①高齢者の虐待防止及び認知症予防 ②家族介護者や区民向けの認知症に関する教室の開催、認知症パンフレット等の作成・配布を行う。また、認知症患者や家族を支援する認知症サポート養成講座や権利擁護に関する講演会を開催する。	○		○
26	認知症予防教室【再掲】	高齢者	①認知症予防 ②65歳以上の高齢者を対象に、ウォーキングを中心とした活動を通じて脳を活性化し、認知症を予防する。	○		
27	認知症・虐待専門対応事業	高齢者	①高齢者の虐待防止 ②認知症高齢者及び要介護高齢者の介護に携わる家族、区職員・高齢者総合相談センター職員・民間事業所スタッフ等に対して、支援困難ケースや虐待ケースの対応などに関して、弁護士・精神科医・臨床心理士等の専門家から助言を行う。	○		○
28	見守り支援事業担当連絡会・懇談会・情報交換会【再掲】	高齢者	①高齢者の虐待・孤独死の防止、認知症の予防 ②高齢者を支援し、虐待・孤独死の防止などを図るため、高齢者総合相談センター及び民生委員・児童委員など見守り協力員と高齢者の見守り活動に関する情報交換・話し合い随時行う。	○		
29	緊急医療等保護事業	高齢者	①高齢者の虐待からの安全確保 ②おおむね65歳以上の高齢者を対象に、虐待を受けた高齢者を一時的に入院又はショートステイで保護し、その間に今後の処遇を検討する。	○		



No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
30	防犯カメラの設置	全年齢層	①犯罪の防止 ②街頭や駅構内に防犯カメラを設置する。また、設置促進を図るため、マンションや商店街等を対象として設備に要する助成を行うとともに、設置効果などをPRする。	○	○	○
31	環境浄化パトロール活動	全年齢層	①繁華街の環境浄化による犯罪の抑止 ②環境浄化団体と警察、区が合同で定期的に繁華街をパトロールして、客引きや路上スカウト行為、違法看板などの有害環境の改善に向けた指導を行う。	○	○	○
32	暴力団対策	全年齢層	①暴力団による犯罪の防止 ②民間企業や官庁の暴力団からの不当要求に対応するセクションの責任者等に対し、定期的又は要望があれば随時に、警察担当者から対応のポイントなどを学ぶための講習会を実施。暴力団排除へ向けた意識啓発等を行うため、毎年1回、広く一般区民の参加する区民大会を開催。	○	○	○
33	青色防犯パトロールカー等による安全・安心パトロール	全年齢層	①犯罪・交通事故の防止、児童生徒の下校時の安全確保 ②委託会社の警備員が青色回転灯付きパトロールカーに乗車し、24時間365日体制で、区内全域をパトロールし、児童生徒の下校時の見守り活動、防犯や交通安全に関する指導を行う。また、区内繁華街においては、環境浄化団体が実施するパトロール活動に参加するとともに、2015年4月1日より豊島区繁華街警備隊を発足して客引き防止対策を実施し啓発活動を行う。	○		
34	地域安全運動豊島区民大会	全年齢層	①犯罪の防止 ②区民の防犯等の安全安心に関する意識高揚のため、毎年1回、区、警察署、防犯協会及び町会が主催する大会を実施する。	○	○	○
35	安全・安心メール	全年齢層	①犯罪の防止 ②犯罪発生情報や防犯対策等に関する情報を登録者のパソコン、携帯電話にメール配信する。	○		
36	地域の防犯パトロール	全年齢層	①犯罪の防止 ②町会、地域住民が、事故や犯罪防止のため定期的にパトロールを行う。	○		○

## (9) 災害からの安全

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
1	災害時要援護者対策	高齢者 (障害者)	①災害時要援護者の安全確保 ②災害時に独力で避難行動を行うことが困難な災害時要援護者に対して、地域住民による安否確認や避難支援を行う体制（災害時要援護者名簿の作成、災害時要援護者避難誘導訓練の実施等）を整備する。	○	○	○
2	個別避難支援プラン策定	高齢者 (障害者)	①災害時要援護者の安全確保 ②災害時要援護者の個人ごとに避難支援者を決定し、避難方法や注意事項などの事前相談を実施し、災害発生時の避難支援方法を定めておく。	○		○
3	民生・児童委員による「災害時一人も見逃さない運動」	高齢者 (障害者)	①災害時要援護者の避難時における被害防止 ②民生委員・児童委員が地域で見守りが必要と思われる要援護者台帳に記載し、その情報を地図上に色分けした要援護者マップを作成して、それをもとに同地区の民生児童委員同士との情報交換、各地区民生児童委員協議会ごとに情報を集約し、福祉総務課との情報協定を締結し災害時に備えている。	○		○
4	住民参加の防災まちづくり	全年齢層	①木造密集市街地の改善と不燃化 ②まちづくり協議会が発行するニュースによる課題共有、災害に強いまちづくりに向けたプランの提案、地域固有の不燃化などのルール（地区計画）の提案、幅4m～8m道路の拡幅整備、公園・広場等の新設を住民参加により行う。	○	○	○
5	狭あい道路の拡幅	全年齢層	①災害時の避難及び消防活動の障害の解消 ②建替え時に敷地の一部を道路として拡幅し、幅員4mの道路を整備する。	○		
6	耐震診断と改修の促進	全年齢層	①災害被害の防止 ②1980年以前に建築された住宅等を対象に、区が耐震診断・改修助成を行い、民間建築物の耐震化を促進する。また、東日本大震災を契機として、特定緊急輸送道路沿道の耐震診断全額助成を実施するとともに、耐震改修に係る費用助成を拡充した。	○		
7	老朽塀の点検と改善の促進	全年齢層	①災害被害の防止 ②老朽化などで倒壊が心配されるブロック塀等を対象に区職員が点検を行うとともに、撤去・改善工事にあたって費用助成を行う。	○		○
8	家具転倒防止等の推進	全年齢層	①災害被害の防止 ②タンス、冷蔵庫、テレビ等の転倒防止措置、ガラスの飛散防止フィルムの貼付等を推進するため、防災講話などで意識啓発する。	○		○
9	初動対応訓練及び資器材の配備	全年齢層	①地域防災力の向上 ②消火器、D級ポンプを使用した初期消火等の訓練を各町会が毎年1回以上実施する。	○	○	○

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
10	行動ルールの普及啓発	全年齢層	①一斉徒歩帰宅の抑制 ②「むやみに移動を開始しない（無理して帰らない）」ルールについて、災害時の対応マニュアルを作成し、池袋駅周辺で実施する帰宅困難者対策訓練の参加者に配布するなど、普及啓発に取り組んでいる。	○	○	○
11	帰宅困難者対策	全年齢層	①池袋駅周辺の混乱防止 ②池袋駅周辺混乱防止対策協議会などと連携し、災害時の情報収集や情報発信、帰宅困難者の一時滞在施設等の確保について、公民連携による取組を推進するための行動計画を策定した。今後、継続的に見直していく。	○	○	○
12	池袋駅周辺混乱防止対策	全年齢層	①池袋駅周辺混乱防止 ②災害発生時に池袋駅周辺で想定される滞留者等の安全を確保するため、池袋駅周辺混乱防止対策協議会と区による防災訓練を年1回実施。	○	○	○
13	防災コンクール・防災フェスタ	全年齢層	①地域防災組織の初期消火能力の向上 ②町会などの地域防災組織の女性メンバー等が中心となって、年1回、消火ポンプの操作、バケツリレー等消火演習のコンクールを行う。	○	○	○
14	総合・合同防災訓練	全年齢層	①防災対策の習熟と防災行動力の向上 ②区・防災関係機関・地域住民が合同して、地震発生時の対応、救援センターの開設・運営などの実践的訓練を年に延べ20回程度実施する。	○	○	○
15	防災思想普及・意識啓発	全年齢層	①防災思想の普及及び防災意識向上 ②広く区民一般を対象にした防災地図・洪水ハザードマップをはじめ、各種啓発パンフレット等を作成し、配布する。	○		
16	防災訓練・自衛消防訓練	全年齢層	①震災・火災からの施設利用者の安全確保 ②地震想定避難訓練、消火訓練、職員の役割確認を全区民ひろばで実施。	○		
17	防犯・防火・防災展	全年齢層	①地域の防犯・防災意識の高揚 ②区民ひろばで、運営協議会やNPO法人が主催する防犯・防災に関するパネル展示、説明ブースの設置、講演会、体験演習等のイベントを行う。	○		○
18	青少年育成委員会の防災活動	全年齢層	①震災・火災からの安全 ②第8地区の学校での避難生活体験。11地区の地域消防団協力による消火訓練。各地区年1回行う。その他町会防災訓練等参加。	○		○
19	震災復興まちづくり訓練	全年齢層	①復興まちづくりや防災に必要な「地域力」の向上 ②住民・専門家・区が、まち歩き、図上演習等を通して、復興過程を仮想体験する。通例訓練は、震災復興経過と手順に即して課題を設定し、月1回のペースで3～5回の連続ワークショップとして実施される。	○	○	○

No.	予防対策	対象者	①目的 ②概要	実施・関係者		
				区	行政	民間
20	豊島区総合水防訓練	全年齢層	<p>①台風等の集中豪雨による河川、内水氾濫による水害の防止</p> <p>②警察署、消防署、消防団、町会と連携して、消防署を主体に水害対策の合同演習（水防工法を実習及び展示等）を行い、区民への啓蒙活動と実際の水害に連携して対応する訓練を行う。</p>	○	○	○
21	台風、都市型水害、大雪等の風水害、雪害対策	全年齢層	<p>①洪水時における区民の安全確保</p> <p>②区、警察署、消防署が連携して、土のうの配布、警報発令時のパトロール、安全対策、被害処理に対応する。また、河川については、豊島区河川管理システムを2007年度より3箇年で更新を完了し、2010年度より稼働、神田川水位とビクリガード浸水水位を遠隔監視する。</p>	○	○	
22	区立中学校普通救命講習	全年齢層	<p>①災害時の地域における傷病者の救命</p> <p>②緊急時において、地域防災力の一翼を担えるよう区立中学校3年生を対象とした応急手当の方法等習得のための普通救命講習会を実施する。</p>	○		
23	感震ブレーカー設置補助	全年齢層	<p>①通電火災の防止</p> <p>②火災危険度の高い地区にある世帯を対象に、地震発生時に自動的に電力の供給を遮断する感震ブレーカーの設置補助を行う。</p>	○		

## 2 安全・安心に関する宣言

豊島区は、セーフコミュニティ取組宣言をはじめ、様々な宣言を行い、セーフコミュニティ活動を継続して取り組むことを明らかにしています。

また、セーフコミュニティ国際認証都市として、虐待と暴力の問題を社会全体で解決すべき課題とした取り組みを進め、家庭内や親密な間柄で起きる虐待や暴力のないまちをめざした全国初の都市宣言「虐待と暴力のないまちづくり宣言」を、豊島区議会2013年第1回定例会において全会派一致で採択しました。

### 豊島区セーフコミュニティ取組宣言

豊島区は「セーフコミュニティ」の認証取得に取り組みます

豊島区では、町会やボランティア団体等による地域の見守り、繁華街の治安対策、学校の安全対策、交通安全、さらには介護予防や生活習慣病予防など、住民による活発な地域活動が展開され、暮らしの安全と健康を守ってきました。

「セーフコミュニティ」は、「けがや事故等は偶然の結果ではなく、予防できる」との理念のもと、科学的な原因究明に基づき、部門横断的な連携・協働を広げながら地域社会の安全の質を向上させる世界基準のまちづくりであり、まさに豊島区が目指す姿であります。

急速に高齢化が進むなか、けがや事故、犯罪や暴力、自殺、虐待など、乳幼児から高齢者に至るまで、安全と健康をコミュニティの力で守る仕組みを根付かせ、次の世代に引き継いでいくことは、区民共通の願いです。

豊島区は、2012年に区制施行80周年を迎えます。

これまで10年間のまちづくりの集大成として、その節目の年に向けて、日本一の高密都市ならではの“安全文化”の姿をつくりあげるため、WHO（世界保健機関）セーフコミュニティ協働センターが提唱する「セーフコミュニティ」の認証取得に取り組むことを、ここに宣言します。

2010年2月22日 豊島区

## セーフコミュニティ継続宣言

豊島区は、先人から引き継いだ誇るべき歴史と文化資源を持ち、明日への活力を生み出し続ける、私たちの故郷(ふるさと)です。

豊かな地域力に支えられた「安全・安心」を、次の世代に引き継いでいくことは、いまに生きる私たちが取り組むべき、究極的なまちづくりの目標です。

区制施行 80 周年という節目の年に、「セーフコミュニティ」の国際認証を取得することは、区政の歴史に新たなページを加える栄誉です。

私たちは、世界の「セーフコミュニティ」のメンバーとなることを誇りとし、認証を新たなスタートとして、長期的かつ持続的に「セーフコミュニティ」活動に取り組むことを、ここに宣言します。



2012年5月8日 豊島区長 高野之夫



## セーフコミュニティ・サミット宣言

2012年、わが国のセーフコミュニティ認証都市は6都市となり、さらにその取り組みは全国へと広がり、黎明期から確立期へと移行しつつあります。

地域の風土や歴史、文化等により、それぞれかたちは異なっても、セーフコミュニティ活動が、人と人の絆を紡ぎながら「安全・安心」なまちをつくりあげていくための、有効かつ魅力的な手法であることに深く共感し、私たちは道を拓いてきました。

そして、黎明期を担ってきた私たちには、わが国のセーフコミュニティの確立期を迎えるにあたり、今後の展開をリードしていく責任があります。

私たち6都市は、自らの実践によってセーフコミュニティの価値を内外に発信するとともに、取り組みを進めている国内外の都市及び様々な関係機関との連携・交流を広げ、わが国における価値あるセーフコミュニティの潮流をつくりあげていくために、継続して力を尽くしていくことをここに確認します。

2012年10月2日

豊島区セーフコミュニティ・サミット

2008年国際認証取得	亀岡市長	栗山正隆
2009年国際認証取得	十和田市長	小山田久
2010年国際認証取得	厚木市長	小林常良
2012年国際認証取得	箕輪町長	平澤豊満
2012年国際認証取得	小諸市長	柳田剛彦
2012年国際認証取得	豊島区長	高野之夫

立 会 人

警察庁生活安全局生活安全企画課長 河合 潔

## セーフコミュニティ認証式 宣言

今日、このようにセーフコミュニティの国際認証を取得することができました。お力添えをいただいた全てのみなさまに厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

国際的なセーフコミュニティ・ネットワークの一員として迎えられることは、私を含め全ての豊島区民の誇りであり、願いでもありました。

こうした故郷のまちへの誇りこそが、今後のさらなる安全・安心まちづくりの原動力となるものと確信しています。

この認証は、区制施行80年、まちづくりにかけた先人たちの積み重ねが、大きな力となって今に生きているという証しに他なりません。

「人はみな歴史を走る中継ランナーです。」

私たちには、先達から託された大切な"バトン"である私たちのまちを、より豊かで価値あるものへと高め、未来の子どもたちに引き継いでいく責任があります。

私たちは、すべてのいのちの輝きを慈しみ、大切にします。

私たちは、品格と潤いをもたらすまちの、誰もが憩いを感じる環境の中で、見守りの眼が行き届いた、そして将来を担う子どもたちがのびのびと自分の可能性を広げられる都市を目指し、力を合わせていきます。

「セーフコミュニティ」の国際認証を取得することは、豊島区が長い距離を走り続けていく上での一つの通過点です。しかし、未来につながる大きな第一歩ではないでしょうか。

次に“バトン”を受け継ぐランナーが、私たちのふるさと豊島を、さらに素晴らしいまちに飛躍させてくれることを期待しております。

区民のみなさん一人ひとりが主役となって、お互いが支えあい、誰もが誇りに思えるまち、訪れたいまち―「安全・安心な文化都市としま」―をみんなで築き上げましょう。

本日の共同開催都市であります、箕輪町、小諸市をはじめとする国内認証都市と力を合せ、セーフコミュニティの波を豊島区から東京へ、そして全国へ、さらには世界に発信していきましょう。

夢を描く力こそが、未来を切り拓く力。

みんなの夢をひとつに、国際認証取得をスタートとして、「としま未来への扉」を開きましょう。

2012年11月28日

豊島区長 高野之夫

## 虐待と暴力のないまちづくり宣言

わたしたちは  
すべての人が、大切な人との関係において  
心からのやすらぎを得られるように  
ここに「虐待と暴力のないまちづくり」を進めることを宣言します

子どもへの虐待、夫婦や恋人同士の間で起きる暴力、  
高齢者・障害者への虐待は、  
被害者の人権を著しく侵害し  
心身に回復困難な傷をもたらします  
暴力はいかなる理由があっても、決して許されるものではありません

子どもたちが  
生まれて初めて知る家庭という小さな社会の中で  
身近な大人から暴力を学ぶことのないよう  
わたしたちは、家庭から、地域から  
あらゆる暴力を根絶していきます

親密な間柄で起きる暴力や虐待に終止符を打つため  
無関心という一番の暴力を捨て  
区民一人ひとりができることを考え  
セーフコミュニティ国際認証都市として  
ともに安全・安心なまちづくりのために  
取り組んでいきましょう

2013年2月15日 豊島区

## としまSDGs都市宣言

豊島区は、人々の暮らしを豊かにする文化の力を最大限に引き出すことにより、消滅可能性都市を克服し、持続的に発展していく都市の未来像として「国際アート・カルチャー都市」を掲げ、その実現に向け、地域一丸となった取組を推進しています。

SDGs（国連で採択された 2030 年を年限とする国際目標）が示す 17 の目標に挑戦し、個性あふれる地域社会として活力を高め、誰もが笑顔あふれる社会の実現に向けて行動する豊島区の一連の取組は、SDGs の理念や将来像とまさに考えを一つにするものです。

私たちは、SDGs の実現に向け、地域の多様な主体とのパートナーシップにより、国際的視点で考え、地域主体で行動し、経済・社会・環境の好循環が生まれる持続可能なまちづくりを更に推進します。

より良い未来をこれからの世代に引き継いでいけるよう、私たち一人ひとりが SDGs の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、行動することを宣言します。



SDGs 未来都市としての豊島区を、幅広く周知することを目的として、グリーン大通り五差路にモニュメントを設置しました。

モニュメントには、三つの板面があり、「としまSDGs都市宣言」「セーフコミュニティ国際認証都市」「国際アート・カルチャー都市」について記載しています。

持続可能なまちづくりを推進する豊島区の理念を、このモニュメントによって発信していきます。また、モニュメント設置に併せて、障害者の方々が造るSDGsのモザイクアートや、ライン照明などを整備しました。

豊島区セーフコミュニティ再認証申請書  
2023年2月

編集・発行 豊島区政策経営部セーフコミュニティ推進室  
〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1  
TEL 03-3981-1111 (代表)